

令和6年度

## 償却資産（固定資産税）申告の手引

償却資産の申告につきまして、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、償却資産の申告の時期が近づいてまいりましたので、ご案内いたします。手引きを参照のうえ、期限内に必ず申告をお願いいたします。

申告書の提出期限 令和6年1月31日（水）

### 【目次】

I 償却資産の概要	1
II 償却資産の申告について	3
III 提出していただく書類について	7
IV 評価額の計算方法と減価残存率表	8
V 固定資産税（償却資産）について	9
VI 償却資産申告書の記入方法	11

#### 【申告の際のお願い】

- 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「償却資産申告書」を提出してください。
- 償却資産をお持ちでない場合や流転、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- 償却資産の申告や様式のダウンロードについては、大台町のホームページ「償却資産の申告について」をご覧ください。

# I 償却資産の概要

## 1. 償却資産とは

法人や個人で、工場や商店などを経営しておられる方や、駐車場・アパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・器具・備品などを償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

ただし、鉱業権・漁業権・特許権などのような無形固定資産、自動車税の課税対象となっている自動車などは課税対象となりません。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者が自らの事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

## 2. 償却資産の種類と具体例

償却資産の対象となる主な資産を種類別に例示しますと、次表にあげるとおりです。

資産の種類		代表的な資産
第一種	構築物	駐車場などの舗装路面、煙突、門、広告塔、看板、緑化設備、簡易間仕切り ネオン、緑化設備、庭園、生産用給排水設備、動力設備など
第二種	機械及び装置	工作機械、土木機械、電気機械、建設機械（パワーショベルなど） 太陽光発電設備、印刷機械、搬送機械、冷暖房用の付属設備 その他物品の製造・加工・修理に使用する機械及び装置など
第三種	船舶	一般船舶、漁船、モーターボート、貸しボートなど
第四種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
第五種	車両及び運搬具	大型特殊自動車（フォークリフト、リフト、ロードローラーなど） 自転車、荷車、構内運搬車など  ※ 自動車税・軽自動車税の対象となる車両は償却資産の対象となりません
第六種	工具・器具及び備品	測定工具、切削工具、応接セット、机、椅子、金庫、パソコン、コピー機 エアコン、テレビ、レジスター、ショーケース、陳列ケース、自動販売機 理美容機器、医療用機器、通信及び光学機器など

### 3. 業種別償却資産の具体例

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示しますと、次表にあげるとおりです。

業 種	対象となる主な償却資産の例示
共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯 ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切 応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、テレビ、コピー機 机、椅子、パソコン、LAN設備、レジスター、金庫など
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫 看板、レジスター、エアコン、テレビなど
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ 放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、看板、レジスター、エアコンなど
理容業、美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備 タオル蒸器、テレビなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、ミシン 給排水設備、エアコンなど
製パン業、製菓業	窯、オープン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備 ビニール包装機など
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、保育器 電気血圧計、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器） 各種事務機器、看板、待合室用いすなど
駐車場事業	舗装路面、柵、照明等の電気設備 駐車装置（機械設備、ターンテーブル）など
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備 構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備など
バー、喫茶・軽食	ステレオ、ガスレンジ、自動食器洗浄器、製水器、ミラーボール エレクトーン等の楽器、放送設備など
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機など
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサーなど
自動車整備業	プレス、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、旋盤、洗車機 コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機など
ガソリン販売業	地下タンク、充電器、ガソリン計量器、照明設備、自動販売機 独立キャノピー、コンプレッサー、証明設備など
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木エスライス盤、カンナ機、研磨盤など
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機 溶接機、グラインダーなど
ホテル、旅館	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備 カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、応接セット、冷蔵庫 看板、ボイラーなど

## Ⅱ 償却資産の申告について

### 1. 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けているなど、事業を行っている方で、償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により毎年賦課期日（1月1日）現在の償却資産の所有状況を申告していただくことになっています。

### 2. 申告の対象となる資産

賦課期日現在、事業の用に供することができる資産のうち、土地及び家屋以外の有形の減価償却資産で、おおむね次のような資産をいいます。

- (1) 耐用年数が1年以上で、取得価額が10万円以上の資産
- (2) 取得価額が10万円未満であっても固定資産に計上している資産
- (3) 企業会計上建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部又は全部を賦課期日現在、事業の用に供しているもの
- (4) 遊休未稼働の資産であっても、賦課期日現在、事業の用に供される状態にあるもの
- (5) 改良費（資本的支出は本体と独立して新たな取得として申告してください）
- (6) リース業用資産（貸付先で事業に使われている場合は、貸主が資産の所在地の市町村に申告することになります）
- (7) 耐用年数が経過した資産で、法定の減価償却を終わって、帳簿上残存価格のみ計上されている資産
- (8) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等を行っている資産  
（中小企業者等が取得した30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産など）

### 3. 申告の対象とならない資産

次のような資産は課税の対象になりませんので、申告の必要はありません。

- (1) 無形固定資産（ソフトウェア、特許権など）
- (2) 車両及び運搬具のうち、自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車、バイク、小型特殊自動車、トラクター、コンバインなど
- (3) 生物、書画、骨董（ただし、観賞用・装飾用のものは申告対象です）
- (4) 取得価額が10万円以上20万円未満のもので、法人税法または所得税法上、事業年度ごと一括して3年間で損金に算入されたもの（一括償却資産）
- (5) 耐用年数が1年未満の資産または取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金または必要な経費に算入されたもの（少額償却資産）

【 申告対象一覧 】

○ : 申告の対象となるもの      × : 申告の対象とならないもの

取得価額	個人の場合		法人の場合	
	国税	償却資産	国税	償却資産
10万円未満	少額償却資産 ※1	×	少額償却資産 ※3	×
			3年間一括償却 ※4	×
			減価償却	○
10万円以上	3年間一括償却 ※2	×	3年間一括償却 ※4	×
20万円未満	減価償却	○	減価償却	○
20万円以上	減価償却	○	減価償却	○

※1 所得税法施行令第138条の適用を受ける償却資産

※2 所得税法施行令第139条の適用を受ける償却資産

※3 法人税法施行令第133条の適用を受ける償却資産

※4 法人税法施行令第133条の2の適用を受ける償却資産

※ 租税特別措置法の規定による少額償却資産（取得価額30万円未満）の損金算入の特例は国税のみの適用となり、この規定の適用を受けた資産は償却資産（固定資産税）の申告対象となります。

4. 建物付属設備における償却資産と家屋の区分

(1) 家屋の所有者と設備の所有者が同一の場合、以下のものは償却資産として取り扱います。

ア 構造的に簡単に取り外すことのできるもの

イ 特定の生産または業務の用に供されるもの

ウ 独立した機器としての性格が強いもの

(2) 家屋の所有者以外の者（賃借人）が取り付けた内装・建築設備等については、賃借人の償却資産として取り扱います。

5. 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については非課税ですので、固定資産税が課税されません。

## 6. 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条等の規定により、一定の要件を満たす償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

### 【課税標準の特例の対象となる主な償却資産】 抜粋

関係法令		対象資産
地方税法第349条の3	第2項	ガス事業用償却資産
	第27項	児童福祉法の規定により家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産
	第28項	児童福祉法の規定により居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産
	第29項	児童福祉法の規定により事業所内保育事業（利用定員5人以下）の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産
地方税法附則第15条	第2項第1号	汚水または廃液の処理施設
	第2項第5号	下水道除外施設
	第25項	認定を受けて取得した再生可能エネルギー発電設備（太陽光※1・風力・水力・バイオマス・地熱）
	第45項	先端設備等（R5.4.1以降取得のもの）※P6 ・機械及び装置 ・工具、器具及び備品 ・建物付属設備
地方税法附則第64条		先端設備等（R5.3.31以前取得のもの）※P6 ・機械及び装置・工具、器具及び備品・建物付属設備・構築物・事業用家屋

（令和5年11月時点）

※1 太陽光発電設備にかかる課税標準の特例について

取得時期：平成30年度から令和6年3月31日

対象設備：再生可能エネルギー事業者支援に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備

特例率等：取得後3年間

1,000KW未満は、課税標準額を3分の2

1,000KW以上は、課税標準額を4分の3

添付書類：再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助金交付決定通知書の写し

## 中小企業者等が先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等にかかる特例

中小企業者等が、「先端設備等導入計画」を作成し、大台町の認定を受けることで、地方税法の規定による固定資産税課税標準の特例措置が受けられます。

### 【特例対象設備：旧地方税法附則第64条】※令和5年3月31日以前に取得

設備の種類	最低取得価格	販売開始時期
機械・装置	160万円以上	10年以内
測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具・備品	30万円以上	6年以内
建物付属設備	60万円以上	14年以内
構築物	120万円以上	14年以内
事業用家屋	120万円以上	新築

〈特例を受けるための要件〉

- ① 取得時に先端設備等導入計画の認定を受けていること。
- ② 新設する資産の単位時間当たりの生産量、精度又はエネルギー効率等が、旧モデルと比較して1%以上向上するものであること。

〈特例に係る添付書類〉

- ① 先端設備導入計画の計画書の写し
- ② 先端設備導入計画の認定書の写し
- ③ 当該償却資産にかかる工業会等による証明書の写し

※リース資産で、リース会社が申告を行う場合：リース契約書写し、固定資産税軽減計算書写し

### 【特例対象設備：地方税法附則第15条第45項】※令和5年4月1日以降に取得

設備の種類	最低取得価格
機械・装置	160万円以上
測定工具及び検査工具	30万円以上
器具・備品	30万円以上
建物付属設備	60万円以上

〈特例を受けるための要件〉

- ① 取得時に先端設備等導入計画の認定を受けていること。
- ② 認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること。

〈特例に係る添付書類〉

- ① 先端設備導入計画の計画書の写し
- ② 先端設備導入計画の認定書の写し
- ③ 認定経営革新等支援機関が発行する先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し

※賃上げ表明する場合：従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

※リース資産で、リース会社が申告を行う場合：リース契約書写し、固定資産税軽減計算書写し

### Ⅲ 提出していただく書類について

#### 1. 書類の名称及び注意事項

- (ア) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）・・・第26号様式 申告書
- (イ) 種類別明細書（増加資産・全資産用）・・・第26号様式 別表一（緑色）
- (ウ) 種類別明細書（減少資産用）・・・・・・・第26号様式 別表二（赤色）

区分	申告内容	申告の対象となる資産		提出書類		
				ア	イ	ウ
普通 申告	今回初めて申告される方	令和6年1月1日現在所有している全資産		○	○	×
	前年度申告された方	令和5年1月2日から 令和6年1月1日までの 期間に	増加した償却資産	○	○	×
			減少した償却資産	○	×	○
			資産の増減がない	○	×	×
電算 申告	企業の電算処理により 申告される方	令和6年1月1日現在所有している全資産		○	○	×

その他、特例を受ける為の証明等、必要書類がある場合は添付してください。

- ※ 資産の増減がない場合や、廃業・解散・休業の場合でも申告は必要ですので、申告書備考欄にその旨を記入のうえ提出をお願いいたします。
- ※ 企業の電算により申告される場合は、評価額及び課税標準額を記載した種類別明細書(全資産分)を添付してください。

#### 2. 提出期限について

提出期限は令和6年1月31日（水）です。

#### 3. 申告書についてのお問い合わせ・提出先について

##### 【 問い合わせ先・提出先（郵送の場合） 】

〒 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 大台町役場税務課 宛  
TEL 0598-82-3784 （償却資産にかかる業務は、本庁税務課で一括して行っております。）

##### 【 提出先（持参の場合） 】

大台町役場税務課・宮川総合支所・日進出張所・川添出張所・領内出張所・大杉谷出張所

#### 4. 申告書控えの返送について

申告書を郵送される方で申告書控（受付印押印）の返送を希望される方は、返信用切手を貼付し、返送先を明記した返信用封筒を必ず同封してください。

## IV 評価額の計算方法と減価残存率表

申告いただいた内容により、資産1件ごとに次の算式によりその資産の評価額を計算します。

### 1. 前年中に取得したもの

$$\text{取得価額} \times \text{前年中取得のものの減価残存率} (1 - r / 2) = \text{評価額}$$

### 2. 前年前に取得したもの

$$\text{前年度評価額} \times \text{前年前取得のものの減価残存率} (1 - r) = \text{評価額}$$

※ r = 耐用年数に応ずる定率法による減価率

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。  
 評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

### 減 価 残 存 率 表

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中 取得分 1-r/2	前年前 取得分 1-r			前年中 取得分 1-r/2	前年前 取得分 1-r			前年中 取得分 1-r/2	前年前 取得分 1-r
2	0.684	0.658	0.316	18	0.120	0.940	0.880	34	0.066	0.967	0.934
3	0.536	0.732	0.464	19	0.114	0.943	0.886	35	0.064	0.968	0.936
4	0.438	0.781	0.562	20	0.109	0.945	0.891	36	0.062	0.969	0.938
5	0.369	0.815	0.631	21	0.104	0.948	0.896	37	0.060	0.970	0.940
6	0.319	0.840	0.681	22	0.099	0.950	0.901	38	0.059	0.970	0.941
7	0.280	0.860	0.720	23	0.095	0.952	0.905	39	0.057	0.971	0.943
8	0.250	0.875	0.750	24	0.092	0.954	0.908	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	25	0.088	0.956	0.912	41	0.055	0.972	0.945
10	0.206	0.897	0.794	26	0.085	0.957	0.915	42	0.053	0.973	0.947
11	0.189	0.905	0.811	27	0.082	0.959	0.918	43	0.052	0.974	0.948
12	0.175	0.912	0.825	28	0.079	0.960	0.921	44	0.051	0.974	0.949
13	0.162	0.919	0.838	29	0.076	0.962	0.924	45	0.050	0.975	0.950
14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926	46	0.049	0.975	0.951
15	0.142	0.929	0.858	31	0.072	0.964	0.928	47	0.048	0.976	0.952
16	0.134	0.933	0.866	32	0.069	0.965	0.931	48	0.047	0.976	0.953
17	0.127	0.936	0.873	33	0.067	0.966	0.933	49	0.046	0.977	0.954

## V 固定資産税（償却資産）について

### 1. 納税義務者

令和6年1月1日現在における償却資産の所有者です。

### 2. 課税標準額

町内に所在する賦課期日現在の全資産の決定価格の合計額をいいます。

ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、この合計額から軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。

### 3. 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

### 4. 税額

償却資産課税台帳の登録価格（課税標準額）に税率（1.4%）を乗じた額です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline (100円未満切捨て) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課 税 標 準 額} \\ \hline (1,000円未満切捨て) \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税 率} \\ \hline 100分の1.4 \\ \hline \end{array}$$

※ 課税標準額は、土地・家屋・償却資産の合計した額を端数処理します。償却資産のみで算出する場合、多少の誤差が生じますので、予めご了承ください。

### 5. 納付方法・納期

大台町役場税務課から送付（毎年4月中旬発送）する納税通知書に基づいて、指定の金融機関等に納付していただくことになります。なお、納税には便利な口座振替がご利用できます。詳しくは税務課までお問い合わせください。

納 期	納 期 限	摘 要
第 1 期	4月末日まで	※ 各期納期限は月末となっています。ただし、第3期(12月)のみ25日となっていますので、お間違えのないようお願いいたします。(納期限日が土・日・祝日の場合、翌平日となります。)
第 2 期	7月末日まで	
第 3 期	12月末日まで	
第 4 期	2月末日まで	

### 6. 申告されない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告されなかったり、虚偽の申告をされますと、地方税法第386条及び大台町税条例第75条の規定により、過料を科すことがあるほか、不足金額をさかのぼって徴収することがありますので、必ず期限までに申告してください。

## 7. 実地調査等、調査協力をお願い

地方税法第408条の規定に基づき、実地調査を行うことがあります。その際は、参考資料の提出や担当者の立会い等のご協力をお願いします。

なお、調査に伴い修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は現年度だけでなく、資産の取得時期に応じて遡及することがありますので、予めご承知ください。

## 8. 国税との主な相違点について

項 目	地方税の取り扱い (固定資産税)	国税の取り扱い (法人税・所得税)
償 却 計 算 の 期 間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	定率法	一般の資産は定率法・ 定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません	認められます
中小企業等の少額資産の 特例・特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増 加 償 却 (所得税・法人税)	認められます (税務署への届出書の写しを添付)	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の100分の5	1円まで
改 良 費	区分評価	合算評価

## 9. その他の優遇措置について

大台町における固定資産(固定資産税)の優遇措置は次のとおりです。

関係法令	対象事業	特例の概要
大台町半島振興対策実施地域 における固定資産税の特例措 置に関する条例	製造業 情報サービス業等 旅館業 農林水産物等販売業	3年間の不均一課税 1年目 100分の0.14 2年目 100分の0.35 3年目 100分の0.70
大台町過疎対策に伴う固定資 産税の特例に関する条例	製造業 情報サービス業等 旅館業 農林水産物等販売業	3年間課税免除

※適用条件等の詳細については、税務課までお問い合わせください。

## Ⅵ 償却資産申告書の記入方法

【1】 償却資産申告書（償却資産課税台帳）	-----	12
【2】 種類別明細書（増加資産・全資産用）	-----	13
【3】 種類別明細書（減少資産用）	-----	14
【4】 主な償却資産の耐用年数	-----	15



## 【2】 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載例

令和5年中に取得した資産を記入してください。

(1・2枚目…役場提出用 ・ 3枚目…申告者控用)

- イ、 前年度申告済みの事業者は、前年中の増加資産を記入してください。また、前年度に取得した資産を申告し忘れていた場合は、その資産も記入してください。
- ロ、 自社電算申告の事業所は記入する必要はありません。
- ハ、 今年度はじめて申告される事業所は、全資産を記入してください。

取得価格には、取引運賃・荷役費・運送保険料・購入手数料・据付費等を含みます。また、取得価格が20万円未満であっても個別償却している資産は申告してください。なお、圧縮記帳は固定資産税の評価上、認められていませんので、圧縮記帳額を含めた取得価格を記載してください。

税務署に申告する時に用いている耐用年数を記載してください。短縮耐用年数を適用している場合は「短縮耐用年数承認書の写」を添付してください。

申告書に記載した所有者名。

申告年度を記載してください。

申告書の右上の所有者コードを記載してください。

《資産の種類》	
資産の種類	記載する数字
1 構築物	1
2 機械及び装置	2
3 船舶	3
4 航空機	4
5 車両及び運搬具	5
6 工具、器具及び備品	6

該当資産の名称を20字以内で記載してください

記入する必要はありません。

該当資産の数量を単位をつけずに記載してください。

取得年月を記載してください。年号については、次のとおりです。昭和→3・平成→4・令和→5

記入する必要はありません。

令和6年度		所有者コード	種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名	1枚のうち	
		010910717	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価格	耐用年数	減価残存率	価格	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要
行番	資産の種類						年号 年月	千円 万円 円			千円 万円 円	率	千円 万円 円	1 2 3 4	
01	1			広告塔	1	5 2 08	11 763 000	20	0.					1 2 3 4	
02									0.					1 2 3 4	
03	2			溶接機	1	4 23 09	600 000	12	0.					1 2 3 4	中古資産
04	2			機械改造費	1	4 23 02	2 000 000	09	0.					1 2 3 4	
05									0.					1 2 3 4	
06	6			パソコン	4	4 16 01	600 000	04	0.					1 2 3 4	21年5月 〇〇市より
07	6			ルームクーラー	1	3 63 04	500 000	06	0.					1 2 3 4	申告漏れ
08									0.					1 2 3 4	
09									0.					1 2 3 4	
10									0.					1 2 3 4	
11									0.					1 2 3 4	
12									0.					1 2 3 4	
13									0.					1 2 3 4	
14									0.					1 2 3 4	
15									0.					1 2 3 4	
16									0.					1 2 3 4	
17									0.					1 2 3 4	
18									0.					1 2 3 4	
19									0.					1 2 3 4	
20									0.					1 2 3 4	
小計						8		15 463 000							

種類別明細書(増加資産・全資産用)のページ数を記載してください。(例:10枚のうち1枚目)

番号	増加事由
1	新品取得
2	中古取得
3	移動による受け入れ
4	その他

次のような事項を記載してください。  
 1. 中古見積耐用年数を適用した資産  
 (例) 中古資産  
 2. 他市町村から移動により受け入れた資産  
 (例) 〇月〇日××市より  
 3. 増加償却を届出をした資産  
 (例) 増加償却  
 4. 課税標準の非課税及び特例に該当する資産  
 (例) 特例・法349条の3①  
 5. 前年度に申告をし忘れていた資産  
 (例) 申告漏れ

### 【3】 種類別明細書(減少資産用)の記載例

令和5年中に減少した資産を記入してください。

(1・2枚目…役場提出用 ・ 3枚目…申告者控用)

- イ、前年度申告済みの事業者は、前年中の減少資産を記入してください。
- ロ、自社電算申告の事業所は記入する必要はありません。
- ハ、今年度はじめて申告される事業所は、記入する必要はありません。

申告年度を記載してください。

申告書の右上の所有者コードを記載してください。

## 種類別明細書(減少資産用)

記入しなくてもかまいません

当該資産が減少した事由をその区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。

この「種類別明細書(減少資産用)」について○枚のうち枚数というようにページ数を記載してください。

  

所有者コード		所有者名	
010910717		株式会社 ○○○○	
6	1枚のうち		
6	1枚目		

  

行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 格	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分				摘 要		
					年 号	年	月				1 売 却 3 移 動	2 減 失 4 其 他	1 全 部 2 一 部				
01	2	20000012	発電機	1	3	60	01	500,000	13	61	①	2	3	4	①	2	
02											1	2	3	4	1	2	
03	6	60000001	パソコン	1	4	01	04	300,000	5	2	1	②	3	4	1	②	2台のうち1台廃棄
04	6	60000022	エアコン	2	3	62	04	400,000	6	63	1	②	3	4	1	②	取得価額100万円(5台分)のうち40万(2台分)廃棄
05	6	60000051	ファックス	4	4	02	09	700,000	5	3	1	2	③	4	①	2	平成22年5月○○営業所へ
06											1	2	3	4	1	2	
07											1	2	3	4	1	2	
08											1	2	3	4	1	2	
09											1	2	3	4	1	2	
10											1	2	3	4	1	2	
11											1	2	3	4	1	2	
12											1	2	3	4	1	2	
13											1	2	3	4	1	2	
14											1	2	3	4	1	2	
15											1	2	3	4	1	2	
16											1	2	3	4	1	2	
17											1	2	3	4	1	2	
18											1	2	3	4	1	2	
19											1	2	3	4	1	2	
20											1	2	3	4	1	2	
				小計	8			1,900,000									

  

《資産の種類》

資産の種類に記載する数字は下の表のとおりです。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

減少した資産があれば、同封の「種類別一覧表」から該当資産を抜き出し、一覧表に記載されたとおりの内容を記入してください。

当該資産について必要と思われる事項を記載してください。  
(例) 減少の区分が「2一部」に該当する場合は、「取得価額100万円のうち40万円廃棄」と減少した額及び取得価額を摘要欄に記載してください。

第二十六号様式別表

#### 【4】 主な償却資産の耐用年数

1. 構築物、建物附属設備		2. 機械及び装置	
	年		年
屋外給排水衛生ガス設備	15	食料品製造業用設備	10
電気設備、照明設備 (家屋に評価されるものを除く)	15	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10
冷暖房、通風、ボイラー設備		木材又は木製品(家具を除く)製造業用設備	8
冷房出力22kw以下のもの	13	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12
その他のもの	15	印刷業又は印刷関連業用設備	
日よけ		デジタル印刷システム設備	4
金属製のもの	15	製本業用設備	7
その他のもの	8	その他の設備	10
陳列棚、カウンター等店用簡易舗装	3	窯業又は土石製品製造業用設備	9
可動間仕切り		金属製品製造業用設備	
簡易なもの	3	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び	
その他のもの	15	金属性ネームプレート製造業用設備	6
広告塔、野立看板		その他の設備	10
金属製のもの	20	はん用機械器具	12
その他のもの	10	生産用機械器具	
工場緑化施設	7	金属加工機械製造設備	9
その他の緑化施設、庭園	20	その他の設備	12
構内舗装		農業用設備	7
コンクリート、ブロック、れんが、石敷	15	水産養殖業用設備	5
アスファルト敷のもの	10	総合工事業用設備	6
ビチューマルス敷のもの	3	放送業用設備	6
門塀		倉庫業用設備	12
コンクリート、ブロック造のもの	15	運輸に附帯するサービス業用設備	10
石造のもの	35	飲食料品小売業用設備	9
木造、金属製のもの	10	その他の小売業用設備	
煉瓦造の門塀、焼却炉	7	ガソリン又は液化石油ガソリンスタンド設備	8
岸壁、棧橋、防壁、塔、水槽		その他の設備	
鉄筋コンクリート、石造のもの	50	主として金属製のもの	17
コンクリート、ブロック造のもの	30	その他のもの	8
ガードレール、照明塔	10		

	年		年
宿泊業用設備	10	テレビ、ビデオ、その他の音響機器	5
飲食店用設備	8	冷暖房機、冷蔵庫等の電気又はガス機器	6
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13	接客用じゅうたん、カーテン	3
自動車整備業用設備	15	事務用機器及び通信機器	
機械式駐車設備	10	パソコン（サーバー用を除く）	4
		その他の電子計算機	5
3. 船舶		複写機、ファクシミリ、デジタル電話設備	6
		カメラ、映写機、望遠鏡	5
		看板、ネオンサイン（構造物を除く）	3
モーターボート	4	容器及び金庫	
		手さげ金庫	5
5. 車両及び運搬具		その他の金庫	20
		理容、美容機器	5
		医療機器	
フォークリフト	4	消毒殺菌用機器	4
		手術機器	5
6. 工具、器具及び備品		血液透析機器	7
		歯科診療用ユニット	7
		ファイバースコープ	6
工具		娯楽又はスポーツ器具	
測定工具、検査工具	5	パチンコ機	2
治具、取付工具	3	スロット機	3
金型、鋳型、切削工具	2	スポーツ具	3
鍛圧工具、打抜工具	3	その他	
作業工具、運搬工具、漁具	3	漁具	3
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品		葬儀用具	3
応接セット		楽器	5
接客業用のもの	5	自動販売機	5
その他のもの	8	焼却炉	
ベッド	8	主として金属製のもの	10
陳列棚、陳列ケース		その他のもの	5
冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6		
その他のもの	8		
その他の家具			
接客業用の家具	5		
金属製のもの	15		
その他のもの	8		